

感染症対策検討会議設置及び開催要綱

(設置目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の発症を踏まえ、2025年日本国際博覧会の準備・運営スケジュールに応じた、感染症対策の観点から必要な事項を検討することを目的として、感染症対策検討会議を設置する。

(所掌事項)

第2条 感染症対策検討会議は、2025年日本国際博覧会の準備・運営スケジュールに応じて、感染症対策の観点から必要な事項について議論する。

(組織)

第3条 感染症対策検討会議は、委員をもって組織する。

2 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）は、委員の中から座長を指名する。

(委嘱)

第4条 委員は、代表理事が委嘱する。

(座長の任務)

第5条 座長は感染症対策検討会議を代表し、感染症対策検討会議の議事その他会務を総理する。

2 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 感染症対策検討会議は必要があると認めるときは、随時に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上この要綱に基づく会議又は活動で知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第8条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任は妨げない。

(報酬の支払い)

第9条 協会が依頼する会議に委員が参加した場合は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会謝礼金にかかる支払基準「2支払基準（1）会合、会議等出席謝礼金」の日額区分Aに定めるところにより、報酬を支給する。

2 協会が依頼する会議に委員が参加した場合は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会謝礼金にかかる支払基準「3交通費」の規定に基づき、必要な交通費を支給する。

（事務局）

第10条 感染症対策検討会議の事務局は協会が担う。

（施行細目の委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、感染症対策検討会議の開催に関し必要な事項は、協会が定める。

附則

この要綱は、令和2年6月12日から施行する。